

せん漁業の許可について

令和8年6月15日

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定及び香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）第11条第1項の規定に基づき、同規則第4条第1項第12号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業を認可すべき船舶の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 せん漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

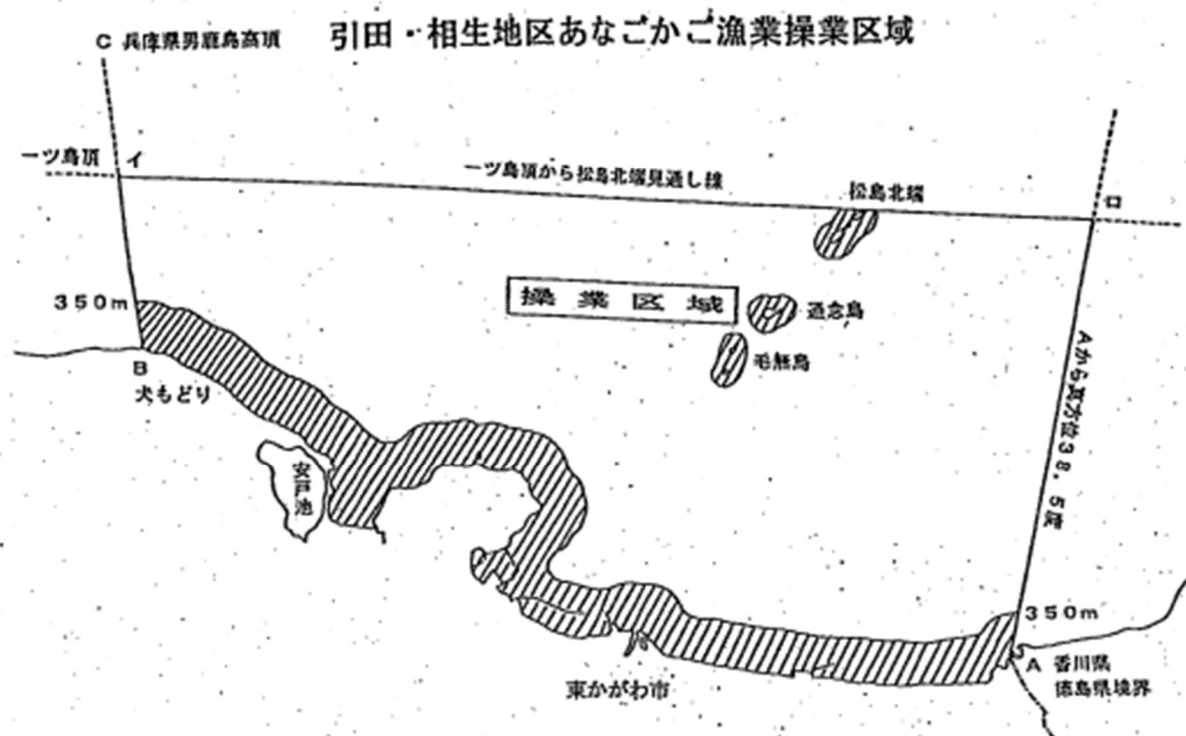
漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
あなごかご	別紙のとおり	1月1日から 12月31日まで	1	引田に漁業の根拠地を有する者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年6月15日～同年6月21日

(3) 備考

- ア この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和10年12月31日までとする。
- イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
- (ア) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
 - (イ) あなご以外の魚種を目的として操業してはならない。
 - (ウ) 使用するかご数は250個以内とする。
 - (エ) 漁具の目合は1センチメートル四方以上とする。
 - (オ) 他種漁業の妨害をしてはならない。
 - (カ) 地元組合の指示事項及び関係漁業者との協定は厳守すること。
 - (キ) 漁具の両端に漁協名、氏名を表示した標識を掲げなければならない。
 - (ク) 許可の内容及び上記の各項に違反した場合には、この許可を取り消すことがある。
 - (ケ) 漁業調整上必要があるときには、更に条件を追加することがある。



点の位置

- 基点A 香川県・徳島県境界
- 〃 B 犬もどり
- 〃 C 兵庫県男鹿島高頂
- 点イ BからC見通し線と一ツ島頂から松島北端見通し線との交差点
- 〃 口 Aから真方位38.5度の線と一ツ島頂から松島北端見通し線との交差点

操業区域

Bイ、イ口、口Aの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。
 ただし、斜線で示す、AB間最大高潮時海岸線から沖出し350メートルの区域と、松島、通念島及び毛無島の各島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートルの区域を除く。